

令和5年9月定例会議 一般質問

11 番議員 前田 せつよ

「産後ドゥーラ」とともに切れ目ない子育て支援施策を

令和4年6月「子ども家庭庁」設立などを含む児童福祉法が改正された。法改正により、児童福祉（法）と母子保健（法）の縦割りを越え、包括的に子育て世帯に支援を行う事業の拡充となる。あわせて、法的に位置づけのなかった「訪問による家事支援」が盛り込まれた。法の施行は令和6年4月であるが、国からの「子育て世帯訪問支援臨時特例交付金」を利用しながら、本町でも事業実施を前倒しして取り組むべきと考える。現状では、子育て支援施策において産後ケアに切れ目があると考ええる。

そこで、産後ドゥーラは、母親に寄り添い産後の家事とベビーシッターを行うことができ、必要に応じて医療機関及び行政に繋げるなどの資格を持つ、産後家事・育児支援のスペシャリストであるので、活用するべきと考える。産後ドゥーラは、母子の愛情の基盤づくりを助ける身近な存在ともいわれる。

妊娠から始まる切れ目のない子育て支援をさらに充実させるため、次の項目を問う。

- 1 妊産婦の家庭訪問支援の現状は。
- 2 産後ケア事業の現状は。
- 3 産後ドゥーラと連携する支援施策は。
- 4 児童福祉と母子保健が一体となった体制づくりは。